

高齢者在宅福祉サービスをご紹介します

高齢者のみなさんが安心して生活していくために、町が実施している「高齢者在宅福祉サービス」についてご紹介します。ぜひご利用ください。

問合せ

高齢介護課 高齢者福祉担当 内線317・318
【高齢者見守りシールについて】
高齢介護課 地域包括支援センター担当 内線302・303

もしも・・・の時の不安を解消 「緊急時通報システム」

急病などの時に緊急ボタンを押すと、緊急通報センターの看護師につながり、速やかな救急活動が行われます。緊急時以外にも24時間体制で健康等の相談を受け付けるほか、月1回の「お元気コール」（安否確認）もあります。

対象 ①脳疾患・心疾患のあるひとり暮らし高齢者または高齢者世帯
②90歳以上のひとり暮らしまたは90歳以上のみの世帯
③65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯及び日中独居で心配・不安のある方。

機器レンタル料 ①②無料 ③月880円



自分で安心の準備を 「緊急情報キット」

災害や緊急時に必要な情報をあらかじめ緊急情報シートに記入し、ペットボトルに入れ、冷蔵庫で保管しておきます。

対象 全町民
費用 無料（①利用方法・②緊急情報シール・③緊急情報シートを配布しています。）
※①③は町ホームページ（右QRコード）からもダウンロードできます。



【キットの作り方】



自宅にお届けします！ 「紙おむつ等の支給」

毎月1回、支給限度額の範囲内で、自宅に紙おむつ等を配達します。

対象 介護保険で要介護3・4・5と認定され、常時排泄の介護を必要とする在宅の方。
（入院中、施設等へ入所中の方は除きます）
費用 実費の1割負担（障がい者手帳を有する方、町民税所得割非課税世帯は無料）

食事の不安を解消します 「給食サービス」

平日（月曜～金曜）、週1回から自宅にお昼のお弁当を配達します。訪問調査を行い、週の利用回数を決定します。介護予防の観点や疾病によっては、利用が認められない場合があります。

対象 65歳以上で調理及び食の確保が困難なひとり暮らしまたは高齢者世帯の方
費用 一食300円

認知症になっても安心して生活するために 「高齢者見守りシール」

認知症等により、行方不明の高齢者の衣服等にシールを貼り付けておくと、発見者がシールのQRコードをスマートフォンで読み取ることができ、あらかじめ登録した方（家族、介護者など）に、伝言機能を通じて、発見者情報メールが届きます。

対象 認知症等により行方不明が心配な方
配布枚数 耐洗シール30枚、蓄光シール10枚
費用 無料



▲見守りシール（見本）



▲発見者がシールのQRコードをスマートフォンで読み取ると、登録者へメールが届きます。

町税の納付は便利な口座振替で！

問合せ 税務課 収納担当 内線240・244



町税は、便利な「口座振替」をお勧めしています。最初の申込の時だけ金融機関（または税務課）で手続きすれば、わざわざ納付のために出かけなくてすみ、また納付忘れの防止にもなり、便利です。

■口座振替できる税は？

町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
※町県民税、国民健康保険税の特別徴収（給料、年金からの天引き）は除く。

■取扱金融機関はどこですか？

- ①埼玉りそな銀行★、りそな銀行、三井住友信託銀行、武蔵野銀行★、埼玉信用金庫★、埼玉みずほ農業協同組合★、ゆうちょ銀行（郵便局）★
- ②川口信用金庫
- ③みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行
- ④中央労働金庫

■申込方法は？

「町税等口座振替依頼書」で口座振替する金融機関の窓口へ直接お申し込みください。

「町税等口座振替依頼書」は、上記の①は町内の支店等、②は宮代支店、③は春日部支店、④は久喜支店に備えています。また、税務課窓口にも備えています（税務課へ連絡いただければ、送付します。）。

なお、当初の納税通知書に町税等口座振替依頼書がついている場合は、そちらでも手続き可能です。

■申込に必要なものは？

預金通帳、通帳届出印
※埼玉りそな銀行は、口座振替する口座の名義と納税義務者が同じ、かつ、ご本人が窓口で申込手続きをされる場合「キャッシュカード+暗証番号」で申込可能です。

※令和2年4月からペイジー口座振替受付サービスを開始しました。

役場窓口でキャッシュカード+暗証番号で申込可能です（ペイジー口座振替サービスを申込できる金融機関は取扱金融機関の★印の金融機関となります。）。

■口座振替の開始はいつから？

「町税等口座振替依頼書」を金融機関等へご提出された日の翌月末以降で、最初に到来した納期からの振替となります。

■振替日はいつ？

各納期限の日となります。町県民税、固定資産税は年度の全期分を一括で振替することもできます（選択制）。その場合は、第1期に全期分を振替ます。

納税相談に関する「夜間・日曜窓口」開設中！

問合せ 税務課 徴収担当 内線438

町では、年間を通して納税・相談窓口を毎月1日ずつ「夜間・日曜窓口」として開設しております。ぜひご利用ください。

時間 夜間窓口 第2火曜日 17時15分～20時 ※祝日の場合、翌日の水曜日
日曜窓口 最終日曜日 9時～16時30分

場所 税務課（役場第3庁舎1階奥⑥番窓口）
※町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税のみのお取り扱いとなります。
また、納税証明書等の発行及び電話での相談は行っていません。

毎月の夜間・日曜窓口の開設日時はP23をご参照ください。

固定資産や償却資産の届出をお忘れなく！

問合せ 税務課 資産税担当 内線245・246

■固定資産の手続

◆家屋を取り壊した、未登記の家屋を売却した時には…

令和2年中に家屋を取り壊した方や、未登記家屋を売却した方は、役場への申出が必要です。お済でない場合は、すみやかに税務課資産税担当へご連絡ください。連絡がない場合、既にお持ちでない家屋に課税されてしまうことがあります。連絡をいただくことで、必要な手続きや職員の現地確認についてご案内します。

◆納税義務者が死亡した場合は…

令和2年中に納税義務者（土地・家屋等の所有者）が死亡した場合、相続人による「固定資産現所有者申告書」の提出が必要です（法的に相続を確定するための相続登記の手続とは別の、固定資産税だけに関する役場への届出です）。申告用紙が必要な場合は、ご連絡ください。

■償却資産の手続

◆毎年1月は「償却資産申告」の期間です

『償却資産』とは、土地・家屋以外で事業に使える資産（例：看板・駐車場舗装・機械装置・重機・太陽光発電設備・ショーケース・応接セット・パソコン・エアコン等）です。

令和3年1月1日を基準として町内に所在するものは、地方税法の定めにより2月1日(月)までの申告が必要です。申告用紙は税務課資産税担当にあります。なお、昨年申告いただいた方には、12月中旬に申告用紙を送付します。

◆「償却資産申告」は電子申告も可能です

償却資産申告は、eLTAX（エルタックス）で電子申告できます。自宅やオフィスから利用できるため、経理をコンピュータで処理している場合、便利に申告できます。詳しくは、地方税ポータルシステム（<https://www.eltax.lta.go.jp>・ヘルプデスク ☎0570 (081) 459）にお問い合わせください。